
VIII 活用の方向性と方法

1 方向性

(1) 調査・研究成果の公開

盛岡城跡や城下町に関連する各種調査成果を随時公表するとともに、史跡盛岡城跡の価値を市民や観光客が学び、体感することができるよう、各種事業を通して積極的な公開を図る。

(2) 学校教育・社会教育・生涯学習の場としての活用

盛岡城跡の歴史的・文化的価値について理解を深めるとともに、盛岡の歴史や盛岡城跡を中心とした「まち」全体を学び、考えることのできる場として活用する。

(3) 都市公園としての活用

中心市街地に所在する都市公園として、市民が緑に親しむことができる「憩いの場」として、環境や景観に配慮した整備を行い、多くの人々が盛岡市独自の景観や緑への親しみを持つことができる場として活用する。

(4) 地域振興・文化的観光資源としての活用

地域づくりの場、歴史を学ぶ場として活用するとともに、まちなか観光の中心的存在として、地域の商業・物産、観光資源を生かす場として積極的に活用する。

2 活用の方法

(1) 調査・研究成果の公開

史跡に隣接し、指定管理者が企画・運営するもりおか歴史文化館は、盛岡城跡に関連する史・資料を展示・収蔵しており、常設展示において盛岡城や城下町の歴史、構造、歴代藩主であった南部家に関する文物等を紹介している。また、企画展示会等では藩政時代の史・資料を紹介するなど、時世に適した史・資料の公開を行っており、今後とも盛岡城跡に関連した各種資料の保存と公開拠点として、機能をより充実させるためのソフト事業等の展開に取り組むものとする。

発掘調査成果については、現地において市民向けの説明会を実施するほか、発掘調査資料を展示・収蔵している盛岡市遺跡の学び館において、調査成果の報告会を開催するなど、盛岡城跡に関する理解や関心を高める機会を継続するものとする。

(2) 学校教育・社会教育・生涯学習の場としての活用

これまで取り組んでいる学校教育における校外学習や生涯学習の機会を提供する場として、盛岡城跡の活用を今後も継続するものとし、より一層、史跡の歴史的価値の理解を深化させていくため、蓄積された調査研究成果を踏まえながら、城郭遺構の復元（再現）や表示、解説サイン等の整備を推進させるほか、パンフレット等の解説資料や学校で活用できる教材等の作成に取り組

むとともに、盛岡城跡を活用した学習機会が拡充されるよう、関係機関や民間の各種団体との連携を図るものとする。

(3) 都市公園としての活用

現在の公園施設については、老朽化しているものや、歴史的景観を阻害しているものも見受けられることから、遺構の保存と歴史的景観への配慮を前提に、より多くの来訪者が安全かつ快適に利用できる施設等を整備する。このため、障がいの程度にかかわらず見学ができるよう、ユニバーサルデザインの採用による環境整備、音声や点字等による解説にも取り組むものとする。

また、盛岡城跡とその周辺に生育している樹木については、内外からの眺望景観を保全するために必要な伐採は行う。

なお、淡路丸のサクラや鍛冶屋門跡周辺のウメなど、その場の象徴となっている樹木については、保全のための維持・管理を行うなど、盛岡城跡ならではの景観に親しむことができるような取組を推進する。

さらに、四季折々に花を咲かせる植物や樹木、生育する鳥類や昆虫等の観察会等といった公園としての魅力を実感できるような利活用の取組も推進させていく。

(4) 地域振興・文化的観光資源としての活用

ホームページやSNS等を活用した情報発信に取り組み、史跡の基本的な情報、周辺の観光地や施設など、観光客にとって有益な情報提供に努めるものとする。

なお、提供する情報については、各種調査成果の蓄積や整備事業の進捗等を踏まえつつ、ニーズの分析等を行いながら、適宜、更新、拡充に取り組むものとする。

観光パンフレットや見学マップ等といった紙媒体や屋外に設置するサイン等による情報発信を行うほか、ボランティア等によるガイドの一層の充実を図るため育成を支援するものとする。また、来訪者の興味を引き、史跡の歴史的・文化的価値に対して理解や満足度が得られるよう、各種調査から得られた情報を積極的に活用するとともに、国際的な主要言語による多言語解説についても積極的に取り組むものとする。

さらに、多目的広場（台所）や櫻山神社参道地区周辺（下曲輪）、もりおか歴史文化館周辺において、地域の商業・物産、観光資源を生かしたイベントを支援する。



発掘調査現地説明会



史跡めぐり



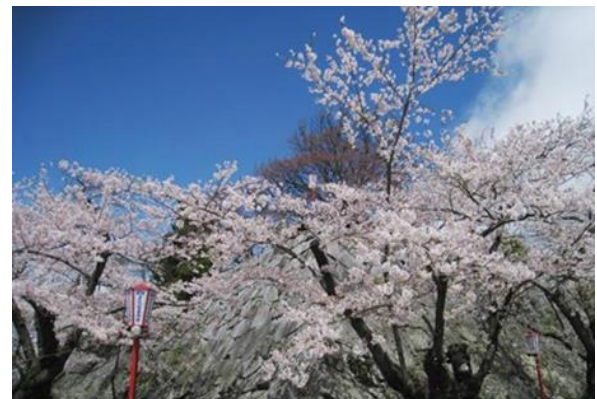
石垣修復工事見学会



石曳体験イベント



お城博士栗原響大くと学ぶ盛岡城探検隊！



盛岡さくらまつり



盛岡城跡公園ライトアップ事業



IX 整備の方向性と方法

1 方向性

(1) 保存のための整備

盛岡城跡の適切な保存を図りながら、次世代に良好な状態で引き継ぐことが重要である。そのために史跡の本質的価値とともに盛岡城跡の歴史的経緯を示す価値が正しく認識される遺構や史資料等の調査と研究に基づき、文化庁、県教育委員会、盛岡城整備委員会、市文化財保護審議会など関係機関との協議、調整を経て計画的に進めるものとする。盛岡城跡は、盛岡藩庁としての機能と藩主南部家の居城、総じて近世城郭であることの史跡の本質的価値とともに、長岡安平の設計原案による近代公園としての価値も有していることから、それぞれの価値を示す範囲や要素に対し、適切に保存を図られるよう整備事業を進める。

特に、史跡盛岡城跡には多様な積み方がみられる石垣が指定地全体に良く残り、築城の変遷を辿ることのできる本質的価値の重要な要素である。一方、都市公園で市民の憩いの場となっていることから市民の安全性と快適性を確保する必要がある。石垣を適切に保存し、かつ安全性を確保するため、石垣変位調査や石垣カルテ等の各種調査に基づき、指定地全体の中でも優先的に修復を必要とする範囲については、順次整備を実施する。

(2) 活用のための整備

盛岡城跡や城下の歴史的環境を正しく認識するため、学校教育、社会教育、生涯学習の場で効果的に活用できる配慮した整備を進めるとともに、愛着のある日常管理や運営が行えるよう市民や団体の育成に努める。また、史跡や都市公園であるとともに盛岡市を代表する文化的観光資源であること、中心市街地における貴重なオープンスペースであって、洪水災害時の避難場所であることを踏まえ、市民の多様な利用を想定した整備を進める。特に盛岡市の個性である景観については、次世代に良好に引き継ぐことができるよう、城跡内外から周辺の眺望に配慮した整備を進めるものとする。

また、各種調査研究成果に基づき、史跡の理解促進や歴史的景観を向上させるための整備、快適な利用環境の向上を含む施設整備を計画的かつ適正に実施する。

(3) 第Ⅱ期整備計画の概要と整備計画

【全体計画】

盛岡城跡は昭和12年4月17日に国の史跡に指定された。史跡指定地内は櫻山神社参道地区の商店街や中ノ橋大通線の開通に伴う鶴ヶ池・亀ヶ池の一部埋め立てなどの課題を抱えながらも石垣、保存整備事業は、昭和57年9月、文化庁と盛岡市との協議において、①淡路丸南東部・南部、②本丸東部、③二ノ丸南東部、④三ノ丸北西部の石垣の変位が大きい順で修復を行うこととし、昭和59年度から国庫補助事業を受けて実施する方針としたことに始まる。

修復範囲は石垣総面積約1万平方メートルのうち、約5千平方メートルを対象とした。この石垣修復は実施に当たり、石垣修復技術の一般化に向けて、石垣修復マニュアルの作成と石垣崩壊のメカニズムの把握を目的とした。調査は、文化庁及び奈良国立文化財研究所の指導により行い、

全国の石垣修復のモデルケースとなった。この方針に基づき昭和 59 年度から平成 2 年度まで淡路丸の石垣修復を目的とした第 1 期整備、平成 3 年度から平成 19 年度まで本丸・二ノ丸の石垣修復を目的とした第 2 期整備を実施してきた。

平成 25 年度以降は、主に三ノ丸の石垣修復を目的として新たに第 I 期整備計画として取り組んでおり、三ノ丸の石垣修復については令和 8 年度に完了予定である。しかしながら、整備基本設計を策定したものの実施が見送りとなっている本新蔵地区や鶴ヶ池・台所地区の整備、工事が中断している電線等地中化があり、さらに本丸や榊山稲荷曲輪の石垣の孕みや緩みなど新たな課題も生じている。

第 I 期整備以後は、本丸・二ノ丸を対象とした第 II 期整備計画を予定し、以降は長期整備計画としており、既に令和元年度から天守や本丸御殿の発掘調査を継続してきている。以上の整備計画は、文化庁、県教育委員会の指導を得て平成 25 年 3 月に『史跡盛岡城跡整備基本計画』として策定した。

【第 II 期保存整備事業の目的と概要】

『史跡盛岡城跡整備基本計画』では第 II 期整備の目的について、「第 II 期計画では、「盛岡の象徴的なランドマークの再生」を目標に、建物復元をはじめとした主要遺構の整備を行うとともに、整備のための調査・研究を継続して取り組む」として内容を次のように定めている。

城郭遺構の復元整備等	<ul style="list-style-type: none"> i) 本丸二階櫓の復元 ii) 本丸南側石垣中央の石段撤去及び石垣の修理 iii) 二ノ丸大書院跡の地形復元 iv) 廊下橋、百足橋の復元整備 v) 吹上門枡形の復元 vi) 本丸東辺・南辺、吹上門周辺の土塀復元 vii) 二ノ丸石土居の復元 viii) 鳩門枡形及び土塁の復元 ix) 米内蔵門枡形及び土塁の復元 x) 穴門虎口石垣の復元 xi) 石垣の修復
公園施設の整備・修復等	<ul style="list-style-type: none"> i) 遺構整備に伴う園路の再整備 ii) 遺構整備に伴う曲輪内の樹木の伐採（二ノ丸大書院跡等） iii) 遺構整備に伴う石碑等の移設

上記の計画の中で、本丸地区の城郭遺構の復元整備等に関わる整備項目は、i) ii) iv) vi) xi)。

二ノ丸に関してはiii) vii) x) xi)、本丸・二ノ丸以外の地区に関しては淡路丸のv)、下曲輪のviii)、本蔵地区のix)に区分し、当面は史跡内の全体計画を踏まえながら、第 II 期整備計画のうち本丸地区の整備計画を基本設計において検討するものとする。

2 整備の方法

(1) 保存のための整備

ア 石垣の保全(管理と修復)

盛岡城跡の石垣は、昭和 59 年度から修復を行い、現在三ノ丸の石垣修復を進めているが、これ以外にも本丸や榊山稻荷曲輪など変状が確認できる石垣が確認できる。このことから目視による日常管理とともに石垣変位調査等の定期的な観測や、石垣カルテ等に基づいたモニタリングや安定性評価に基づき、孕みや緩みが認められる石垣については、主要動線であるかにかかわらず、危険度の総合的な評価を行う。

なお、可能な限りオリジナルの石垣や背面の遺構を残す必要性から、一部立ち入り禁止や養生を行いながら、動線と危険度によっては修復とともに範囲や方法を検討するものとする。

イ 地形の保全

鶴ヶ池・亀ヶ池と台所西側や史跡南辺部の法面において、高・中・低木の樹根による傾斜地法面の損傷が認められる樹木については優先的に撤去を進める。また雨水等による洗堀の影響が認められる範囲については地被植栽などの対策を講じ、新たな高～低木の植栽は行わないこととする。

また、築城の状況と南部家の信仰を物語る烏帽子岩（櫻山神社所有）や鶴ヶ池畔の矢穴の残る転石などについても、崩落や剥落等の危険性が予見される場合には、必要な安全対策を講じるものとする。

ウ 堀跡の保全

雨水等の洗堀等により、法面の地形を保全するため、地被植栽などの整備を検討する。また、巨木となり樹根が露出したり、腐朽菌によって幹内部が空洞となって倒木の危険がある樹木については、日常管理において樹勢について注視するとともに、危険度によっては計画的に強剪定や伐採等の措置を進めるものとする。

水質浄化を行うため、堀底に沈殿している汚泥や土砂の処理を行うとともに、水の供給源となっている中津川から供給される水量を増やすため、河川管理者と協議を行うとともに供給施設の改修・更新等に積極的に取り組む。

エ 植栽整備

「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき、遺構の保存に影響を与えるもの、史跡内外の眺望や景観に影響を与えるもの、枯損木などの危険木について剪定・伐採を推進し、都市公園としての機能も維持するものとする。

なお、植栽整備に当たっては、地下の遺構や地表に現れている構築した遺構の保存上、必要な地被類、低木などで遺構に影響を与えない手法で整備するものとする。

(2) 活用のための整備方法

ア 遺構の復元展示（歴史的建造物の復元等・再現を含む）・平面表示等の整備

保存管理地区区分に基づき、その具体的な内容については整備範囲における各種調査成果や整備目的を整理した上で判断し、来訪者が盛岡城跡の本質的価値の理解を深めるために歴史的建造物の復元・復元的整備（再現）、遺構の平面表示等の整備を進めるものとする。

なお、整備事業の推進に当たっては、史・資料調査や発掘調査等の成果に基づき、史実を検証・確認した上で行うものとする。

イ 歴史的建造物の復元(再現)等に関する検討

歴史的建造物の復元等は保存活用計画における重要な位置を占め、今後の史跡と周辺を取り巻く活用のあり方において必要な項目である。特に第1種区域である本丸地区は、盛岡藩政の機能を果たした二ノ丸での政務を取り仕切った中奥と藩主であった南部家の居住機能を集約した地区であることから、整備の方向性として櫓等の本丸を構成した遺構の調査研究と整備を推進していく地区として、『史跡盛岡城跡整備基本計画』に整備の方向性を定めている。このほか史跡内においては内曲輪から本丸に至る登城ルートには主要な門が設けられているが、本丸、淡路丸等の櫓とともに建造物の復元等に向けた史資料の収集を継続して行い、その実現の可能性を検討する。

盛岡城跡内に唯一現存する建物として彦蔵がある。新たな歴史的建造物の復元は、これまで取り組んできた石垣修復のみならず、かつて存在した盛岡城の機能面の理解と自然景観と調和した歴史的景観の整備によって史跡のより深い理解のために行うものとする。新たな歴史的建造物は、基礎となる発掘調査や文献等の史資料の継続的な収集によって根拠を積み重ねて真実性の高い復元を目指すこととする。これにより復元された歴史的建造物に新たな価値付けが可能となり、市民に向けた盛岡城跡と復元した歴史的建造物の魅力の発信とともに史跡の周辺を含めた広域的な歴史性の認識と文化財保護に向けた継続的な市民との合意が可能となる。

ウ 歴史的建造物（二階櫓等）の復元及び再現に関する課題

盛岡城跡本丸の四隅は天守を含む櫓が存在した。このうち裏鬼門にあたる南西隅は二階櫓が存在した。盛岡城の主要な建物が明治7年(1874)に解体される以前に撮影された写真が一枚残されており、天守・本丸御殿とともに二階櫓が写されている。近年の歴史的建造物の復元に関する基準や建築基準法改正以降、全国の国指定史跡内では石垣上に木造による伝統工法での建造物復元(再現)は行われていないことから新たな取組となる。

櫓台を含む石垣は、盛岡城跡の本質的価値を構成する主要な構成要素であることから、石垣などの遺構の保全を前提とする。そのため建築物の構造や意匠、さらには材料だけではなく、建物を支持する基礎構造にも留意する。石垣の直上に十分な検証と検討を踏まえて建築された真実性の高い歴史的建造物は、史跡等の価値そのものではないものの、史跡全体の価値の理解に資する要素に位置付けられ、真実性が高ければ高いほど本質的価値を構成する要素に位置付けることが可能である。このことから史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものである。

二階櫓を含む歴史的建造物復元の取組は、開始されたばかりであり、今後多様な課題が生じることが予想されるが、現段階での課題を以下に示す。

IX 整備の方向性と方法

- ① 古写真に写された西側以外の側面の構造や内部の構造・意匠の検討
- ② 二階檜台の石垣に荷重をかけない法的・技術的な課題の検討
- ③ 二階檜に連続する諸室や附檜の規模・構造・使われ方の検討。
- ④ 本丸地区や復元建物の維持管理の組織、維持経費、活用のあり方の具体的な検討
- ⑤ 史跡や本丸地区の整備計画と本丸地区の基本設計の整合性
- ⑥ 史跡や史跡周辺を含めたサイン（誘導標識・案内板・説明板）計画の検討
- ⑦ ガイダンス機能の強化
- ⑧ 史跡や公園の日常管理の検討
- ⑨ 愛護団体の育成
- ⑩ 建造物の活用に向けた関連法規の整理
- ⑪ 主要動線の整備
- ⑫ 本丸内外からの眺望確保のための樹木整理

エ 案内・解説に必要な施設の整備

盛岡城跡の総合的な案内を行う総合案内板、曲輪ごとや主要遺構の説明板、顕彰碑や文学碑等の説明板、誘導標識等の設置や再整備、既存説明板の更新や撤去・移設等を設置者との協議を経て行うものとする。

サインの設置に当たっては、雑多なサインが乱立することを防ぐため、統一したデザインとし、記載内容についても統一した基準により国際的な主要言語を記載するほか、タブレットやスマートフォン等のモバイル機器と連動し、画像や映像、解説などが閲覧できるシステム整備も検討する。

オ 便益施設の整備

市民などの来訪者の憩いや交流の場として、来訪者が安心して見学できるような便益施設を整備する。

整備に当たっては、地下遺構などの盛岡城跡の本質的価値、景観に悪影響を与えないように配慮するものとし、老朽化している施設については更新・撤去・改修・改築・新設等を行う。

カ 安全対策整備

来訪者の安全を確保するため、既存の転落防止柵や手すり等の更新を整備事業との整合性を図りながら行う。

なお、素材や色調については歴史的景観や周辺環境に配慮したものとする。

キ バリアフリー・ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの程度、使用言語にかかわらず、多くの市民が盛岡城跡を訪れることができるよう、史跡の本質的価値や遺構の保存に配慮した上で、主要動線以外の一部斜路化や多目的トイレの整備、サインの多言語化やピクトグラムの採用など、バリアフリーやユニバーサルデザインについても検討する。

(3) 地区別の整備の方向性と整備内容

①第1種地区

i) 方向性

一回遊性・利便性との調整を図りつつ、史跡の中核としての整備を推進する地区一

本丸跡に相当する史跡の中核地区である。公園としての利便性や回遊性との調整を図りつつ、櫓等本丸を構成した遺構の調査研究と整備を推進していく地区とする。

ii) 整備内容

当地区では、本丸に存在した建物（天守・二階櫓等）の復元整備や本丸御殿の遺構表示及び説明板設置のほか、明治期の公園整備の際に改変された石垣の復元整備等を想定している。

なお、これらの整備に当たっては、近世城郭としての整備内容と現在利用されている近代以降に設けられた石段等の動線、南部中尉銅像台座の取扱いについて調整を図るものとする。

また、史跡内外からの良好な景観を確保するため、周囲の樹木の取扱いや、既存の電柱や配線等の撤去を進めるとともに、史跡と公園の利便性確保のためのベンチや四阿等の配置についても検討するものとする。

②第2種地区

i) 方向性

一既存の工作物との調整を図りつつ、史跡整備と都市公園整備の両立を図る地区一

盛岡城跡を構成する主要な曲輪である二ノ丸、三ノ丸、淡路丸、榊山稻荷曲輪、鶴ヶ池、亀ヶ池の地区である。明治期の公園整備により一部改変を受けているものの、城郭としての遺構がよく残されている。

土塁、枡形、石垣、門など城郭としての重要な遺構の整備を行いながら、公園としての利便性の向上と安全性の確保を図る地区とする。

ii) 整備内容

二ノ丸大書院跡の地形や穴門周辺、三ノ丸石土居や内堀、土塁等、明治期以降の地形改変部分の復元整備のほか、吹上門や塀等といった建築物の復元整備等について、発掘調査（遺構確認調査）や各種史料調査を行いながら、計画的に推進するものとする。

また、石垣の保全に影響のある樹木については、継続的に伐採等の措置を行うとともに、現存する堀跡（鶴ヶ池・亀ヶ池）と土塁は地形の保全を図り、堀跡の水質改善等の環境整備を推進するものとする。

なお、部分的に現存する長岡安平の設計原案による公園整備内容の保全を図る範囲について、記念碑等は本質的価値の保全との関係から移設を検討する。

さらに、当該地区においても第1種地区と同様に、史跡内外からの良好な景観を確保するための樹木の取扱いや、既存の電柱や配線等の撤去、便益施設を検討し、必要に応じて撤去・維持・修繕・改築を推進するものとする。

③第3種地区

i) 方向性

—公園としての機能を有効に活用しつつ、部分的に史跡整備を実施する地区—

城跡の中心部である第1種地区、第2種地区をとりまく台所地区及び平坦地である。土塁、枳形などの遺構の残存状況は良くないが、発掘調査により台所門及び枳形、塗師小屋や坂下門等の遺構が確認されている。公園としての機能を活用しつつ、台所西側の法面の保存や枳形等の重要遺構の整備を部分的に行う地区とする。

ii) 整備内容

明治期の公園整備により撤去された台所門の枳形や土塁、発掘調査により確認された遺構の整備について、継続的な発掘調査（遺構確認調査）や各種史料調査に取り組みながら、計画的に整備を推進するものとする。

また、公園としての利便性を図るため、トイレ・四阿・ベンチ等の改修や改築のほか、市指定文化財である彦蔵の活用を推進するための整備内容を検討する。

さらに、他の地区と同じく、史跡内外からの良好な景観を確保するための樹木の伐採や剪定、既存の電柱等の整理に取り組むものとする。

④第4種地区

i) 方向性

—盛岡城下曲輪としての歴史性と都市公園機能、さらに商業機能を持つ地区としての位置付けを並存させつつ、安心・安全のまちづくりの観点も踏まえ、将来像を検討すべき地区—

商店街や道路など、現在、史跡・公園以外の利用が成されている地区である。盛岡城の正面としての歴史性と、観光・地域資源としての位置付けを踏まえつつ、関係者と協議を行いながら、本市全体のまちづくりの中で将来像を検討している地区のため、本計画においては方向性のみの提示に留める。

表 32 整備の方向性一覧

	範 囲	課題・要望等
第1種地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸全域 ・御末門に至る坂道 ・乗物部屋跡 	<ul style="list-style-type: none"> ○明治期の石垣改変部分の取扱い ○南部中尉銅像台座の取扱い ○遺構（御殿・櫓跡など）の整備（復元・遺構表示等） ○史跡整備（遺構復元等）と公園としての利便性の両立 ○老朽化した便益施設の改築等 ○石垣の維持・管理 ○外部からの景観（樹木により周辺から城郭が確認できにくい） ■本丸⇄二ノ丸のバリアフリー化（車椅子で移動したい） ■本丸天守、二階櫓の復元 △建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足
第2種地区	<ul style="list-style-type: none"> ・二ノ丸 ・三ノ丸 ・榊山稻荷曲輪 ・淡路丸・鳩門周辺 ・下曲輪の一部（北東土塁残存部） ・内堀（鶴ヶ池・亀ヶ池） <p>※市道内丸大通三丁目線に該当する部分、普通財産占有範囲（東大通商店街の一部）を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○明治期の地形・石垣改変部分の取扱い ○史跡整備（遺構復元等）と公園としての利便性の両立 ○長岡安平の設計原案による明治期の公園整備範囲の保全 ○内堀の規模・形状の保全・復元、連続性の確保 ○石垣修理（二ノ丸西側、三ノ丸南東・北・西ほか） ○景観（樹木により周辺から城郭が確認できにくい） ○現存する土塁の保全 ○老朽化した便益施設の改築等 ○史跡整備（遺構復元等）と記念碑等の位置変更 ○サインの仕様統一 ○内堀の水質浄化・水質管理 ○電柱・電線の取扱い ○文化（文学）的景観の位置付け ■鳩御門の復元要望 △建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足 ◆遺構確認調査が未実施 ▲市有地への駐車行為（南辺部） ▲隣接地権者設置の擁壁が破損（史跡南辺に隣接）
第3種地区	<ul style="list-style-type: none"> ・御台所（多目的広場） ・三ノ丸北側平坦地（土塁跡を除く） ・櫻山神社境内地 ・吹上門西側から榊山稻荷曲輪を経て三ノ丸西側に至る平坦地 ・淡路丸下南側から東側（彦蔵周辺）の平坦地 	<ul style="list-style-type: none"> ○堀・土塁・門跡の整備 ○神社建物の改築等取扱い ○駐車場の取扱い（管理事務所・指定管理者） ○彦蔵の維持管理・活用 ○外部からの景観（樹木により周辺から城郭が確認できにくい） ○多目的広場の維持管理と整備 ○サインの仕様統一 ○電柱・電線の取扱い △建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足 ◆遺構確認調査が未実施 ▲隣接地権者車両の乗入れ・駐車（南辺部）
第4種地区	<ul style="list-style-type: none"> ・下曲輪内部（櫻山神社参道地区） ・内堀の一部（都市計画道路中ノ橋大通線及び東大通商店街：普通財産占有地） ・内曲輪の一部（都市計画道路下ノ橋更ノ沢線） 	<ul style="list-style-type: none"> ○下曲輪本来の地形・構造の顕在化 ○堀の連続性確保 ○歴史性のある景観形成（ふさわしい景観のありかた） ○中央通～東大通の道路が寸断されている ○大手としての正面性確保 ■店舗の継続希望者が多い ■土地（建物）の売却希望者あり ■老朽化した店舗・住宅等建物、ライフライン改修への対応 ■商店街地区の将来像（整備計画等）の提示が求められている △建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足 ◆発掘調査が未実施 ▲市有地に建物・住宅設備・自動販売機等がはみ出している等 ▲行政財産・普通財産占有のありかた ※保存管理基準及び整備方針に対して権利者との合意形成が必要
凡例等		<ul style="list-style-type: none"> ○：検討課題 ■：市民・利用者等からの要望 ◆：遺構調査の実施 △：整備推進に際し不足している情報等 ▲：地権者・関係者との協議が必要な事項

IX 整備の方向性と方法

整備の方向性	整備内容の例（案）	備 考
<p>○回遊性・利便性との調整を図りつつ、史跡の中核として、整備を推進する地区。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物（天守・二階櫓等）の復元整備 ・本丸御殿の遺構表示及びサイン作成 ・廊下橋（本丸・二ノ丸の連絡）整備 ・明治期に改変された石垣の復元整備 ・樹木の整理 ・ベンチ、四阿の改修 	<p>※建物の整備については、未発見の古写真・指図等の調査のほか遺構確認調査が必要。</p>
<p>○既存の工作物と調整を図りつつ、史跡整備と都市公園整備の両立を図る地区。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二ノ丸大書院跡の整備（地形復元） ・吹上門の復元 ・塀の復元 ・吹上門周辺の枳形復元 ・穴門周辺の復元・土塁の整備（三ノ丸） ・二ノ丸北西部石土居の復元整備 ・堀の復元及び環境整備 ・三ノ丸南東～西側の石垣修理 ・史跡南辺の法面保護 ・説明板設置 ・樹木の整理 ・ベンチ、四阿の改修 	
<p>○公園としての機能を有効に活用しつつ、部分的に史跡整備を実施する地区。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・枳形及び土塁の整備（枳形門・台所門など） ・彦蔵の整備 ・明治期に植栽された樹木（ウメ・サクラなど）の保全 ・ベンチ、四阿、トイレ等の整備（改修・改築等） ・説明板設置 ・樹木の整理 	
<p>○盛岡城下曲輪としての歴史性と都市公園、さらに商業機能を持つ地区としての位置付けを並存させつつ、安心・安全のまちづくりの観点も踏まえ、長期的に整備を検討する地区。</p>	<p>◎今後、地域や市民から広く意見を伺い、整備の方向性を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定されているが公園として未供用 ・商店街（昭和 21 年～、S29・34 に整備し現在に至る） <p>※整備計画・事業実施については地元との合意形成を図った上で実施するものとする。</p>
		<p>※保存管理基準及び整備方針に対して権利者との合意形成が必要</p>

X 運営・体制整備

1 運営・体制整備の方向性

(1) 保存管理における運営・体制の現状

盛岡市は、文化財保護法における史跡盛岡城跡の管理団体として、責任をもって史跡の適切な保存活用に努めるものとし、当面は現行の直営による運営を維持することとする。

現在、史跡の基本的な保存管理は市教育委員会事務局歴史文化課の主管業務として、史跡の現状変更等に対する対応を行っており、史跡指定地及び隣接している都市公園「岩手公園」（盛岡城跡公園）における維持管理については、盛岡市から指定管理者に委託している。

なお、民有地については、史跡内の土地所有者及び利用者の協力のもと、日常的な清掃等の維持管理が行われている。

(2) 方向性

ア 盛岡市は史跡の管理団体として、盛岡城跡の調査研究、保存活用及び整備に必要な措置を講ずる。

イ 地域づくりの場や歴史を学ぶ場として活用するための体制構築、人材の育成を推進する。

ウ 適切な維持管理を行うための体制づくりを進める。

2 運営・体制整備の方法

(1) 運営方法

盛岡市は本計画に基づき、国・県の協力のもと、史跡の保存管理を適切に取り組むものとする。

ア 史跡の保存管理は、管理団体である盛岡市が行うものとする。

なお、実施に当たっては、関係者との必要な連絡調整を行うとともに、各種関係法令や諸計画等との調整を図るものとする。

イ 史跡指定地内の土地所有者が現状変更を行おうとする場合は、管理団体である盛岡市と必要な協議・調整を経た上で、現状変更の申請を行うものとする。

ウ 史跡指定地内の災害時の復旧については、史跡を構成する主要な要素に対して、盛岡市が主体となって実施するものとする。

エ 史跡指定地内において、史跡の整備や公園施設等の整備を実施する場合は、国・県、盛岡城跡整備委員会や盛岡市文化財保護審議会などの指導・協議・助言・協力のもと、盛岡市が主体となって行うものとする。

オ 史跡指定地内に所在する工作物、建築物に関する維持管理については、必要に応じて史跡の管理団体である盛岡市と協議の上、それぞれの所有者・管理者が主体となって行うものとする。

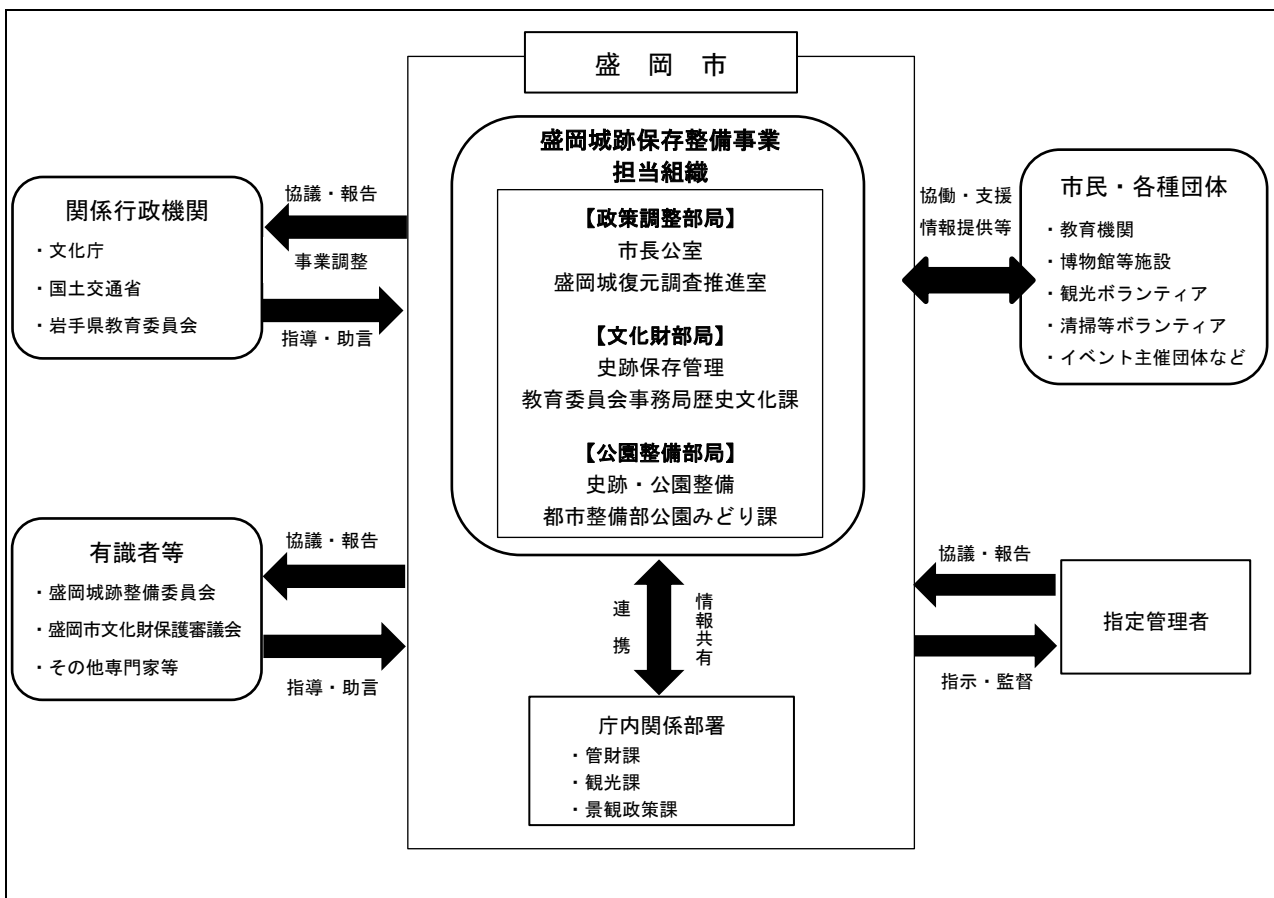
(2) 協力体制

史跡の適切な保存管理とともに、各種調査研究の成果に基づく活用や整備、来訪者の安全性や利便性向上のための公園施設の整備や維持管理について、政策調整部局、史跡・公園整備担当部局、文化財担当部局との間で横断的な連絡調整を行うほか、史跡の保存活用に関連のある事業等について、関係部局と連絡調整を行い、円滑な推進に努めるものとする。

(3) 市民等の参加

市民協働による盛岡城跡の管理運営、保存活用は、地域のランドマークとしての意識を醸成していく上で重要である。また、盛岡城跡の多様な価値を市民が広く理解できるよう、効果的な周知・広報、展示会や現地説明会など調査成果の公表・公開による学習機会の提供を積極的に行いながら、さらに参加を募り市民との協働を促進することで、盛岡城跡についての知識と愛着を深め、より親しみをもって盛岡城跡を守っていく気運の醸成につなげていく。

また、各種ボランティア団体の参加により行われている公園施設の維持管理や清掃等の活動については、公園管理者である盛岡市が各団体との連携を図りながら、必要に応じて活動に協力するものとする。



第 33 図 史跡盛岡城跡保存・活用のための体制図

XI 施策の実施計画の策定・実施

1 施策の実施計画

盛岡城跡におけるこれまでの調査研究の状況や、保存整備、保存活用の取組状況、各分野の方向性と方法に基づき、調査研究、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備に資する施策を確実に推進していくため、諸事業について重要度や緊急度を検討し、実施計画内容を策定する。

短期的に実施する施策については、令和5年度（2023）～令和9年度（2027）とし、中期的に取り組む施策については、令和10年度（2028）～令和14年度（2032）、長期的に実施を検討し、取り組む事業については令和15年（2033）以降の期間を想定する。

なお、本章に示す整備の実施は、史跡盛岡城跡整備基本計画のほか、盛岡市歴史文化基本構想や盛岡市歴史的風致維持向上計画による事業として実施されるものである。また、文化庁、岩手県教育委員会、盛岡城跡整備委員会、盛岡市文化財保護審議会などの関係機関から、総合的かつ専門的な指導及び助言を受けながら、計画的に実施するものとする。

また、調査研究や事業を進めていく中で、新たな検討課題等が発生した場合については、必要に応じて実施計画の見直しを行うものとする。

表 33 整備事業における当面の事業計画

項目	施策計画内容	実施年度					
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
		2023	2024	2025	2026	2027	
調査研究	史・資料の調査・研究	●	●	●	●	●	
	遺構確認調査	●	●	●	●	●	
整備	計画		●				
	保存	石垣変位調査	●	●	●	●	●
		石垣カルテ作成	●	●	●	●	●
		三ノ丸地区石垣修復工事	●	●			
		樹木の剪定・伐採	●	●	●	●	●
	活用	適切な遺構平面表示等の検討	●	●	●	●	●
		櫓・塀・門等の復元の検討	●	●	●	●	●
		櫓・塀・門等の復元（的）整備				●	●
		無電柱化、電線地中化			●	●	●
		便益施設の整備			●	●	●
活用・公開	調査研究成果、整備等の情報公開	●	●	●	●	●	
	イベントでの活用	●	●	●	●	●	
	教育・福祉・ボランティア等参加	●	●	●	●	●	

表 34 施策の実施計画表

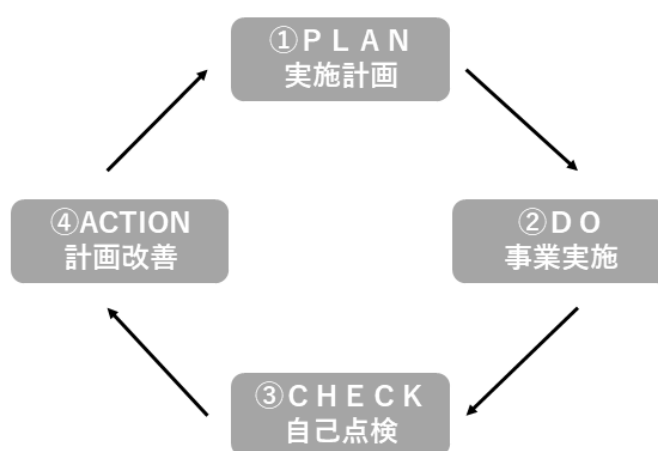
項目	施策計画内容	実施時期			
		短期	中期	長期	
		令和5年度(2023) ～令和9年度(2027)	令和10年度(2028) ～令和14年度(2032)	令和15年(2033)以降	
保存・管理	史・資料の調査・研究				
	遺構確認調査				
	日常的な点検・維持管理				
	き損箇所、変状の把握、応急措置				
	追加指定の検討・指定				
	現状変更等の厳密な運用				
	史跡指定地内の保存管理基準等協議				
	石垣変位調査				
	石垣カルテ作成				
	三ノ丸地区石垣修復工事				
	石垣崩落防止(養生)工事				
	法面等崩落防止工事				
	内堀(鶴ヶ池・亀ヶ池)水質浄化				
	樹木の剪定・伐採				
	公有化				
活用	各種調査成果の公表				
	学校教育・生涯学習との連携による活用				
	各種イベント会場としての活用				
整備	計画	整備基本計画の改訂			
		本丸地区整備基本計画の策定			
	活用	適切な遺構表現の検討			
		櫓・塀・門等の復元の検討			
		櫓・塀・門等の復元(的)整備			
		無電柱化、電線地中化			
		遺構表示整備			
		解説サイン等設置			
便益施設の整備					
体制整備	庁内における体制整備				
	外部有識者の指導・助言				
	市民や民間業者との連携・協議等				

※破線部は、必要に応じて適宜対応する施策

XII 経過観察

1 経過観察の方向性

史跡盛岡城跡における調査研究、保存、活用、整備、運営体制の整備に係る各種事業の実施状況を把握するため、定期的にモニタリングを実施し、PDC Aサイクルの考え方に基づく自己点検、まちづくりアンケート結果等により事業の効果を客観的に把握するとともに、市の施策評価等を踏まえながら課題に対する内部検証を行い、必要に応じて改善を図りながら、効果的に事業を推進させていく。



第 34 図 経過観察のサイクル

2 経過観察の方法

自己点検については、調査研究、保存、活用、整備、運営体制等の各分野について、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年、文化庁記念物課）を参考とした自己点検表（表 35）を活用し、定期的なモニタリングを行う。

表 35 史跡盛岡城跡の自己点検表

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関すること	ア) 標識は適正に配置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	

XII 経過観察

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(3) 保存に関すること	ア) 指定時における本質的価値について十分把握できるか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はなされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関すること	ア) 日常的な管理はなされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術者等が必要な部分の管理はなされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関すること	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はされているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているのか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行なわれているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	